

令和6年度

留萌市奨学生募集要領



願書の受付期間

令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

留萌市教育委員会

1 奨学生の条件

願書の提出時において留萌市に住民登録をしている方であって、次のいずれにも該当する方

- (1) 大学、専門学校又は高等学校に在学する方（令和6年度に新入学する方も含む。）
- (2) 経済的理由により就学が困難な方
 - ※ 世帯の1年間の収入が別に定める基準以下の場合
- (3) 身体が健康である方
 - ※ 健康診断書等の結果、修学上支障がないと認められる場合
- (4) 学業が優良で性行が善良である方
 - ※ 学業が優良とは、3年間の評定平均が3.3以上の方
- (5) 本人が属する世帯全員に市税の滞納がない方

2 願書の提出

願書は、市内中学校、市内高等学校及び留萌市教育委員会（ホームページを含む。）にあるものを使用し、次の書類（（1）及び（2）の書類は在学する学校で発行したものを）を添付して、留萌市教育委員会に提出してください。

- (1) 学校長の推薦書
- (2) 成績証明書（調査書等を含む。）
- (3) 健康診断書（在学する学校で実施した健康診断票でも可）
- (4) 本人が属する世帯において収入がある全ての者の令和5年所得税の確定申告書の写し又は令和5年分源泉徴収票の写し
 - ※ 障害・遺族年金、雇用保険などの各種給付・手当は年金証書や振込通知など金額が確認できる書類の写し

3 願書の受付期間

令和6年2月1日（木）から2月29日（木）まで（土日、祝日を除く。）
午前8時50分から午後5時20分まで

※ 所得税の確定申告が必要な方は、申告期間が2月16日から3月15日までとなっていますが、本願書を提出する場合は早めに申告を済ませ、願書に添付してください。

4 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額 大 学 生 1月 18,000円 (大学院、短期大学含む。)
 専門学校生 1月 14,000円
 高 校 生 1月 9,000円 (高等専門学校含む。)
- (2) 貸付期間 在学する学校の正規の修業年限を限度とします。
- (3) 貸付方法 毎月5日 (休日に当たるときは以降の平日) に奨学生の口座に振込みします。なお、4月分については、手続き上、5月分と併せて振込みする場合があります。

5 奨学生の選定

提出された願書をもとに留萌市教育委員会議において奨学生を選定し、4月上旬に本人へ通知します。選定された奨学生は、次の書類を4月中旬までに提出していただくこととなります。

- (1) 契約書
- (2) 同意書
- (3) 在学証明書又は進学証明書
- (4) 奨学生の通帳の写し (ゆうちょ銀行を除く。)
- (5) 保証人申出書 (2名分 (市内在住者とする。1名は保護者でも可))
- (6) 保証人の印鑑登録証明書 (2名分)
- (7) 保証人の令和5年所得税の確定申告書の写し又は令和5年分源泉徴収票の写し (2名分)
- ※1 保護者の場合は願書に添付した写しでも可
- ※2 障害・遺族年金、雇用保険などの各種給付・手当は年金証書や振込通知など金額が確認できる書類の写し
- (8) 保証人の納税証明書 (2名分)
- ※ 滞納がある者は不可

6 奨学金の返還

- (1) 返還の期間 貸付期間終了後、6月据置き、10年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法により、返還していただきます。
- (2) 利 息 無利息

7 奨学金の廃止、休止等

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (2) 疾病などのため、学業を続ける見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 休学したとき。

8 成績表の提出

次年度以降も貸付を希望する場合は、学年末学業成績証明書を年度毎に提出する必要があります。

9 奨学生の届出義務

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学生及び保証人に係る事項に変更があったとき。

【問合せ先】

〒077-0031 留萌市幸町1丁目14番地

留萌市教育委員会教育政策課企画総務係

電話 0164-42-3006 (内線473)

FAX 0164-43-6312

E-mail gakkoukyouiku@e-rumoi.jp